平成２９年（フ）第４４号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番15―506号
債務者　杉本　　香
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市吉成772番地57　グリーンサイド吉成201号、旧住所鳥取県鳥取市気高町浜村442番地34
債務者　米田　鉄夫
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
鳥取県日野郡江府町大字佐川295番地
債務者　遠藤　麗子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３００号
広島市東区戸坂中町４番１―201号
債務者　藤本　憲治
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
山口県下関市長府江下町１番32―302号
債務者　村上　裕子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
愛媛県松山市高岡町612番地
債務者　西尾　　齊
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
福岡県久留米市津福今町605番地18
債務者　古賀祐一郎
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９７号
佐賀県鳥栖市田代本町1092番地３　サンヒルズ田代Ａ201
債務者　園田美千代
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田1278番地９
債務者　今泉　道子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅204棟７号
債務者　上原　サチ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８号
茨城県神栖市深芝769番地　米川アパートＡ―６
債務者　吉田　紀之
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１９号
茨城県神栖市深芝769番地　米川アパートＡ―６
債務者　吉田　弘美（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３３号
石川県小松市扇原町102番地
債務者　杉山　広治
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県川西市西畦野１丁目９番10号
債務者　濵田富美代
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
兵庫県伊丹市荻野３丁目70番地　プレミールソシア405号
債務者　稲田　　舞
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
神戸市西区桜が丘東町３丁目２番地の２１―101号
債務者　在本　一世
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住18棟111号、前住所兵庫県明石市大久保町大窪3237番地　レオネクスト秋桜101
債務者　宮下絵梨香
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係